

## 施設・設備整備事業の概要（病院関係）

## ①【医療提供体制 施設整備交付金】

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体	
1	病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業	病院群輪番制病院、共同利用型病院の施設整備	病院群輪番制病院等として必要な各部門の新築、増改築	150㎡（特別の理由がある場合、300㎡を限度）×273,000円  加算 CCU整備、SCU整備：1床当たり15㎡（2床を限度）	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生労働大臣の認める者
2	救急ヘリポート施設整備事業	入院を要する（第二次）救急医療体制病院へのヘリポート整備	入院を要する（第二次）救急医療体制病院へのヘリポート整備	1か所当たり 53,695千円	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生労働大臣の認める者
3	救命救急センター施設整備事業	救命救急センターとして必要な部門の新築、増改築	<ul style="list-style-type: none"> <li>救命救急センターの責任者が直接管理する専用病床及び専用の集中治療室(ICU)を適当数有するものとする。また、急性期の重篤な心臓病、脳卒中の救急患者、小児重症患者及び重症外傷患者を受け入れるため、必要に応じて心臓病専用病室(CCU)、脳卒中専用病室(SCU)、小児救急専門病床(小児専門集中治療室)及び重症外傷専用病室を設けるものとする。</li> <li>救命救急センターとして必要な専用の診察室(救急蘇生室)、緊急検査室、放射線撮影室及び手術室等を設けるものとする。</li> <li>必要に応じ、適切な場所にヘリポートを整備するものとする。</li> <li>診療に必要な施設は耐震構造であること(併設病院を含む)。</li> <li>最寄りの救命救急センターへのアクセスに時間を要する地域(概ね60分以上)においては、地域救命救急センター(専用病床が10床以上20床未満の救命救急センター)を整備することができる。</li> </ul>	病棟、診療棟等 基準面積×273,000円 基準面積 2,300㎡ 30床未満の場合、1床当たり30㎡を減じるものとし、脳卒中専用病室(SCU)を整備する場合、1床当たり(4床を限度)15㎡を加算し、小児救急専門病床(小児専門集中治療室)を整備する場合、1床当たり(6床を限度)15㎡を加算し、心臓病専用病室(CCU)を整備する場合、1床当たり(4床を限度)15㎡を加算し、重症外傷専用病室(重症外傷用集中治療室)を整備する場合、1床当たり(4床を限度)15㎡を加算する ヘリポート 1か所当たり 85,559千円 脳卒中専用病室(SCU) 基準面積×273,000円 基準面積 15㎡×脳卒中専用病床数(4床を限度) 小児救急専門病床(小児専門集中治療室) 基準面積×273,000円 基準面積 15㎡×小児救急専門病床数(6床を限度) 心臓病専用病室(CCU) 基準面積×273,000円 基準面積 15㎡×心臓病専用病床数(4床を限度) 重症外傷専用病室(重症外傷用集中治療室) 基準面積×273,000円 基準面積 15㎡×重症外傷専門病床数(4床を限度) 補強が必要と認められるもの 2,300㎡×47,500円	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生労働大臣の認める者

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体	
4	小児救急医療拠点病院施設整備事業	小児救急医療拠点病院として必要な部門の新築、増改築	小児重症救急患者の入院を要する(第二次)救急医療機関として必要な小児科診療部門(診療室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室等)、小児専用病室等を設けるものとする。	150㎡×273,000円	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生労働大臣の認める者
5	小児集中治療室施設整備事業	小児集中治療室の施設整備	小児集中治療室病床を6床以上有し、独立した看護単位を有すること	1か所当たり 基準面積(20㎡×小児集中治療室病床数)×273,000円	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生労働大臣の認める者
6	小児医療施設施設整備事業	小児疾患、新生児疾患の診断、治療を行う小児医療施設の整備	小児医療施設として必要な施設(診療棟、小児専用病棟)の整備	800㎡×基準単価  基準単価 病棟 鉄筋コンクリート：244,600円 ブロック：213,200円 診療棟 鉄筋コンクリート：273,000円 ブロック：238,700円	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生労働大臣の認める者
7	周産期医療施設施設整備事業	出産前後の母体、胎児及び新生児の一環した管理を行う母体・胎児集中治療管理室の整備	周産期医療施設として必要な周産期専用病棟(母体・胎児集中治療管理室を含む。)の整備	300㎡×基準単価  基準単価 鉄筋コンクリート：244,600円 ブロック：213,200円	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生労働大臣の認める者【地域周産期母子医療センター等】
8	地域療育支援施設施設整備事業	地域療育支援施設の施設整備	・専用病床を2床以上(10床以内)有すること ・家族がスムーズに在宅医療等へ移行できるよう家族同室で指導できる個室を備えること	基準面積(1床当たり130㎡(10床を限度))×基準単価  基準単価 病棟 鉄筋コンクリート：244,600円 ブロック：213,200円 診療棟 鉄筋コンクリート：273,000円 ブロック：238,700円	0.5 (国 0.5)	公的団体、厚生労働大臣の認める者
9	共同利用施設施設整備事業	共同利用施設、地域医療支援病院の共同利用部門として必要な特殊診療棟、開放型病棟の新築、増改築	共同利用施設 ・高額医療機器の共同利用を実施 ・共同利用施設運営委員会設置 ・圏域内医師会の同意等  地域医療支援病院の共同利用部門 ・医療法等の規定に基づき、共同利用を実施	特殊診療棟 300㎡×基準単価 開放型病棟 一般病床数×1床当たり基準面積×基準単価  1床当たり基準面積 耐火構造：13.88㎡ ブロック・木造：12.56㎡  基準単価 病棟 鉄筋コンクリート：244,600円 ブロック：213,200円 診療棟 鉄筋コンクリート：273,000円 ブロック：238,700円	0.33 (国 0.33)	厚生労働大臣の認める者(公的団体を除く)

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体	
10	医療施設近代化施設整備事業	<p>精神病棟の老朽化等による建替等</p> <p>・築後概ね30年以上経過</p> <p>・整備後の1床ごとの病室面積を6.4㎡(改修5.8㎡)以上、1床当たりの病棟面積18㎡(改修16㎡)以上確保</p> <p>・整備病棟の病床数を20%削減。ただし、一定の政策医療を実施している場合は、病床過剰地域→10%削減、病床非過剰地域→削減不要(整備完了後においても増床しないこと)</p>	<p>基準面積(①+②)×基準単価</p> <p>基準面積</p> <p>① 病棟整備</p> <p>ア 病室面積6.4㎡以上 →25㎡×整備後の整備区域病床数</p> <p>イ 病室面積5.8㎡以上 →22㎡×整備後の整備区域病床数</p> <p>② 加算条件該当の場合</p> <p>ア 整備区域病床数を20%以上削減 →25㎡×整備後の整備区域病床数</p> <p>イ 整備区域病床数を20%未満削減 →15㎡×整備後の整備区域病床数</p> <p>基準単価 鉄筋コンクリート：244,600円 ブロック：213,200円</p> <p><b>加算</b> 電子カルテシステム整備 1床当たり605千円× 整備後の整備区域病床数</p>	0.33 (国0.33)	公的団体、厚生労働大臣の認める者	
11	地域災害拠点病院施設整備事業	地域災害拠点病院の施設整備	<p>地域災害拠点病院として必要な新築、増改築及び既存建物の補強</p> <p>補強が必要と認められるもの 2,300㎡×47,500円</p> <p>耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する病院 2,300㎡×225,500円</p> <p>備蓄倉庫 49,578千円 自家発電装置 161,049千円 受水槽 148,413千円 ヘリポート 85,559千円 給水設備 69,790千円 燃料タンク 32,184千円</p>	0.33 (国0.33)  0.5 (国0.5)	<p>耐震化に伴う補強が必要と認められるものは</p> <p>0.5 (国0.5)</p> <p>県知事の要請を受けた災害拠点病院で、厚生労働大臣の認める者</p>	
12	災害拠点精神科病院施設整備事業	災害拠点精神科病院の施設整備	<p>災害拠点精神科病院として必要な新築、増改築及び既存建物の補強</p> <p>補強が必要と認められるもの 2,300㎡×47,500円</p> <p>耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する病院 2,300㎡×225,500円</p> <p>自家発電装置 161,049千円 受水槽 148,413千円 給水設備 69,790千円 燃料タンク 32,184千円</p>	0.33 (国0.33)  0.5 (国0.5)	<p>耐震化に伴う補強が必要と認められるものは</p> <p>0.5 (国0.5)</p> <p>県知事の要請を受けた災害拠点精神科病院で、厚生労働大臣の認める者</p>	
13	腎移植施設施設整備事業	腎移植の実施に必要な無菌手術室の新築、増改築	腎移植施設として必要な施設整備	100㎡×579,700円	0.33 (国0.33)	公的団体、厚生労働大臣の認める者
14	特殊病室施設整備事業	骨髄移植施設等における無菌室を整備するための施設整備	特殊病室(無菌室)として必要な施設整備	1室当たり 73,572千円	0.33 (国0.33)	公的団体、厚生労働大臣の認める者

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体	
15	肝移植施設 施設整備事業	肝移植施設として 必要な無菌手術室 の整備	無菌手術室(機械室及び附 属設備を含む)の整備	100 m <sup>2</sup> ×579,700 円	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生 労働大臣の認め る者
16	治験施設 施設整備事業	治験施設として必 要な治験専門外 来、治験管理部門 の整備	厚生省令に従った治験の 実績が相当数あり、施設の 拡充整備を行うことによ り、より一層治験の遂行が 図れること	基準面積×基準単価  基準面積 ・ 治験専門外来 100 m <sup>2</sup> ・ 治験管理部門 75 m <sup>2</sup>  基準単価 治験専門外来 鉄筋コンクリート：273,000 円 ブロック：238,700 円 治験管理部門 鉄筋コンクリート：225,100 円 ブロック：196,600 円	0.33 (国 0.33)	厚生労働大臣の 認める者（公的 団体を除く）
17	医療施設土 砂災害防止 施設整備事 業	医療施設の耐震化 又は補強等の整備	土石流危険区域等、又は危 険地域等外でも土砂災害 の影響が及ぶ可能性があ る地域の医療施設の外壁 補強、防護壁設置等	補強又は防護壁の設置等が必要 と認められるもの 1 か所当たり 37,451 千円	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生 労働大臣の認め る者
18	医療施設等 耐震整備事 業	医療施設の耐震化 又は補強等	補助対象医療施設に対し て行う地震防災上緊急に 整備すべき耐震化整備	補強が必要と認められるもの 2,300 m <sup>2</sup> ×47,500 円  耐震構造指標である Is 値が 0.4 未 満の建物を有する第二次救急医 療施設等 2,300 m <sup>2</sup> ×225,500 円  耐震構造指標である Is 値が 0.3 未 満の建物を有する病院（第二次救 急医療施設等は除く） 2,300 m <sup>2</sup> ×225,500 円  平成 7 年に施行された地震防災 対策特別措置法（平成 7 年法律第 1111 号）第 2 条に基づいて、知事 が作成した 5 箇年計画に定めら れた地震防災上緊急に整備すべ き医療施設の場合 2,300 m <sup>2</sup> ×47,500 円	0.5 (国 0.5)	厚生労働大臣の 認める者（Is 値 0.3 未満の建物 の耐震化整備に 限り、公的団体 も実施主体とな り得る）
19	アスベスト 除去等整備 事業	アスベスト等の除 去等の施設整備	アスベスト等の除去等に 必要な施設整備	1 m <sup>2</sup> 当たり 50,000 円× アスベスト等の除去等を行う壁 等の延面積	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生 労働大臣の認め る者
20	医療機器管 理室施設整 備事業	医療機器に係る評 価・選定、保守管 理、廃棄までの一 貫した管理を行う 医療機器管理室の 整備	・ 地域における中核的な 医 療機関であること ・ 臨床工学技士等による 管 理体制の整備	80 m <sup>2</sup> ×273,000 円	0.33 (国 0.33)	厚生労働大臣の 認める者（公的 団体を除く）

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体	
21	地球温暖化対策施設整備事業	地球温暖化対策に資する病院の施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネに関する規程等の策定</li> <li>・整備の結果、法に規定する温室効果ガス総排出量の減少が見込まれること</li> <li>・屋上等に太陽電池・太陽熱給湯器の設置、建物の壁面や屋上等の緑化、高効率熱源機器の導入など</li> </ul>	1か所当たり 96,686千円	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生労働大臣の認める者
22	看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業	看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業	看護師の特定行為研修の実施に必要な施設整備	80㎡×基準単価  基準単価 鉄筋コンクリート：192,600円 ブロック：167,300円 木造：192,600円	0.5 (国 0.5)	公的団体、厚生労働大臣の認める者
23	非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	非常用自家発電設備及び給水設備の整備	非常用自家発電設備（燃料の備蓄又は自然エネルギーの活用等による備電機能を有するもの）、給水設備（受水槽又は地下水利用のための設備）の病院の診療機能を3日程度維持するために必要な整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用自家発電設備</li> <li>1か所当たり 161,049千円</li> <li>・受水槽</li> <li>1か所当たり 148,413千円</li> <li>・給水設備</li> <li>1か所当たり 69,790千円</li> <li>・燃料タンク</li> <li>1か所当たり 32,184千円</li> </ul>	0.33 (国 0.33)	(1)救命救急センター、へき地医療拠点病院、周産期母子医療センター、地域医療支援病院、特定機能病院の開設者（地方公共団体、地方独立行政法人を除く） (2)国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会の設置する病院の開設者 (3)病院群輪番制病院、共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制病院、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院、脳卒中医療実施病院、腎移植施設、共同利用施設の開設者（地方公共団体、地方独立行政法人、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会を除く）

24	医療施設 浸水対策 事業	医療施設の浸水対策に係る止水板等の設置、医療用設備の移設及び電気設備の移設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療用設備（建物と一体として整備を行う必要のあるもの）、電源設備（受変電設備、自家発電機設備、分電盤、それらに付随する設備機器等）の想定浸水深または基準水位以上への移設</li> <li>・止水版等（浸水に耐える材質で取り外し、移動又は開閉が可能なもの）の設置</li> <li>・排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1施設当たり 45,449千円</li> <li>・電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1施設当たり 35,864千円</li> <li>・止水版の設置が必要と認められるもの 1施設当たり 431千円</li> <li>・排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置が必要と認められるもの 1施設当たり 24,879千円</li> </ul>	0.33 (国0.33)	救命救急センター、病院群輪番制病院、共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制病院、休日夜間急患センター、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、へき地医療拠点病院、周産期母子医療センター、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院、脳卒中医療実施病院、腎移植施設、老人デイケア施設、共同利用施設、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、地域医療支援病院、特定機能病院の開設者
----	--------------------	---------------------------------------	---	---	-----------------	---

②【医療施設等 施設整備費補助金】

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
1	研修医のための研修施設整備事業	研修棟として必要な部門の新築、増築及び改築	研修棟として必要な部門（講義室、討議室、図書・視聴覚部門、仮眠室、管理部門、倉庫等）の整備  基準面積（研修医数×30㎡（1,000㎡を限度）×基準単価  基準単価 鉄筋コンクリート：273,000円 ブロック：239,100円 木造：273,000円	1/2 (国1/2)	厚生労働大臣の認める者（公的団体を除く） 【臨床研修指定病院】
2	臨床研修病院施設整備事業	外来診療棟の拡充整備に係る新築、増築及び改築	臨床研修医に対する研修環境の充実を図るための外来診療棟の拡充整備（ただし、研修課程に基づき臨床研修を実施している診療部門及び診療科とする。）  500㎡×基準単価  基準単価 鉄筋コンクリート：273,000円 ブロック：239,100円	1/2 (国1/2)	厚生労働大臣の認める者（公的団体を除く） 【臨床研修指定病院】

3	へき地医療拠点病院施設整備事業	へき地医療拠点病院として必要な部門の新築、増築及び改築	へき地医療拠点病院の診療機能を高めるとともに、へき地地域からの入院患者の受け入れに応じるための病棟、検査、放射線、手術部門及び医師住宅を設けるものとする。	<p>基準面積×基準単価</p> <p>基準面積  診療部門 1,000 m<sup>2</sup>  医師住宅 1戸当たり 80 m<sup>2</sup>  (2戸を限度)</p> <p>基準単価  <b>病棟</b>  鉄筋コンクリート：244,600円  ブロック：213,600円  <b>診療棟</b>  鉄筋コンクリート：273,000円  ブロック：239,100円  <b>医師住宅</b>  鉄筋コンクリート：183,400円  ブロック：159,600円  木造：183,400円</p>	10/10 (国 1/2) (県 1/2)	県知事の指定を受けた者 【へき地医療拠点病院】
4	医師臨床研修病院研修医環境整備事業	臨床研修医の宿舎の整備	臨床研修医の研修環境、生活環境の充実を図るために必要な宿舎の整備 (バルコニー、廊下、階段等共通部分も含む)	<p>基準面積(研修医数×20 m<sup>2</sup>)×基準単価</p> <p>基準単価  鉄筋コンクリート：272,700円  ブロック：237,800円  木造：272,700円</p>	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	厚生労働大臣の認める者(公的団体を除く) 【臨床研修指定病院】
5	離島等患者宿泊施設整備事業	離島等患者宿泊施設として必要な宿泊施設の新築、増築、改築及び改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風等により比較的容易に交通網が寸断されてしまうおそれがあること等</li> <li>・宿泊費用を徴収する場合は光熱水費等の実費程度とすること</li> <li>・設置場所が病院の敷地内(隣接地)であること</li> <li>・居室が個室であること</li> </ul>	<p>基準面積(室数×40 m<sup>2</sup>(8室を限度))×326千円</p>	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者
6	院内感染対策施設整備事業	院内感染に適切に対応するための病室の個室化、空調設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・院内感染対策講習会に参加する等の積極的取り組み</li> <li>・個室整備に必要な設備(バス、トイレ等)を設置</li> </ul>	<p>1室当たり 14,546千円</p> <p><b>加算</b>  空調設備(空気清浄度クラス1万以上)整備 33,105千円</p>	1/3 (国 1/3)	厚生労働大臣の認める者(公的団体を除く)
7	医療施設ブロック塀改修等施設整備事業	地震等で倒壊の危険性があるブロック塀の改修等の施設整備	敷地内に保有する倒壊の危険性があるブロック塀の改修等	対象の長さ1m×86千円 (30mを上限とする。)	1/3 (国 1/3)	病院の開設者

③【医療提供体制 推進事業費補助金】

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体	
1	病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業	病院群輪番制病院、共同利用型病院の設備整備	病院群輪番制病院等として必要な医療機器の整備	医療機器 22,000千円 (特別に必要ながある場合、110,000千円を限度) 心臓病専用医療機器 6,285千円 脳卒中専用医療機器 6,285千円  心電図受信装置 2,774千円	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	公的団体、厚生労働大臣の認める者【地方公共団体の長の要請を受けた病院の開設者】
2	救命救急センター設備整備事業	救命救急センターとして必要な医療機器等の整備	・救命救急センターとして必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品等を備えるものとする。また、必要に応じ、急性期の重篤な心臓病、脳卒中の救急患者、小児重症患者及び重症外傷患者の治療等に必要専用医療機器を備えるものとする。  ・必要に応じ、ドクターカーを有するものとする。  ・救急救命士への必要な指示ができるよう、必要に応じ心電図受信装置を備えるものとする	1～5の合計額 1 医療機器(2～5を除く) 1か所当たり 256,300千円 (30床未満の場合、1床当たり8,470千円を減額し、重症熱傷医療を行う場合、1か所当たり44,000千円を加算することができる) 2 心臓病専用医療機器 1か所当たり 62,856千円 3 脳卒中専用医療機器 1か所当たり 62,856千円 4 小児救急専用医療機器 1か所当たり 62,856千円 5 重症外傷専用医療機器 1か所当たり 62,856千円  ドクターカー 1か所当たり 58,737千円 心電図受信装置 1か所当たり 2,774千円 無線装置 1か所当たり 1,100千円	2/3 (国 1/3) (県 1/3)  ※無線装置のみ、補助率10/10	公的団体、厚生労働大臣の認める者【県知事の要請を受けた病院の開設者】
3	高度救命救急センター設備整備事業	高度救命救急センターとして必要な広範囲熱傷等の特殊疾病患者用医療機器の整備	高度救命救急センターとして必要な医療機器の整備	広範囲熱傷用医療機器 1か所当たり 88,000千円 指肢切断用医療機器 1か所当たり 8,542千円 急性中毒用医療機器 1か所当たり 32,039千円	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	公的団体、厚生労働大臣の認める者【県知事の要請を受けた病院の開設者】
4	小児救急医療拠点病院設備整備事業	小児救急医療拠点病院として必要な医療機器の整備	小児重症救急患者の入院を要する(第二次)救急医療機関として必要な医療機器等を備えるものとする。	1か所当たり 22,000千円	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	公的団体、厚生労働大臣の認める者【県知事の要請を受けた病院の開設者】
5	小児集中治療室設備整備事業	小児集中治療室として必要な医療機器等の整備	小児集中治療室として必要な医療機器等の整備	1か所当たり 11,550千円	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者【県知事の要請を受けた病院の開設者】
6	小児救急遠隔医療設備整備事業	遠隔医療実施に必要なコンピューター機器等の整備	小児救急遠隔医療の実施に必要なテレパソロジー、テレラジオロジー、テレビ電話等のコンピューター及び付属機器等の整備	1か所当たり 支援側医療機関 25,073千円 依頼側医療機関 病院 29,159千円 診療所 23,104千円	3/4 (国 1/2) (県 1/4)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者
7	小児医療施設設備整備事業	小児疾患、新生児疾患の診断、治療を行うための医療機器等の整備	小児医療施設として必要な設備(保育器、新生児用呼吸循環監視装置、新生児用人工換気装置等)の整備	1か所当たり 26,400千円 NICU加算 9,900千円+NICU病床×1,650千円(16,500千円を限度)	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	公的団体、厚生労働大臣の認める者



事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体	
8	周産期医療施設設備整備事業	母体・胎児集中治療管理室、ドクターカーを整備	母体・胎児集中治療管理室に必要な医療機器等並びにドクターカー及び当該車両へ搭載する医療機器等の整備	医療機器 ドクターカー 31,975 千円 32,039 千円	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	公的団体、厚生労働大臣の認める者【周産期母子医療センター】
9	地域療育支援施設設備整備事業	地域療育支援施設として必要な医療機器等の整備	地域療育支援施設として必要な呼吸管理を行うための医療機器等の整備	1 か所当たり 3,300 千円×病床数 (10 床分を限度)	(国 1/2) (県 1/2 以内)	公的団体、厚生労働大臣の認める者
10	共同利用施設設備整備事業	共同利用施設、地域医療支援病院の共同利用部門として必要な医療機器の整備	共同利用施設 ・高額医療機器の共同利用を実施 ・共同利用施設運営委員会設置 ・圏域内医師会の同意等  地域医療支援病院の共同利用部門 ・医療法等の規定に基づき、共同利用を実施	1 か所当たり 220,000 千円	厚生労働大臣が認める者 1/3 (国 1/3)  地域医療支援病院 2/3 (国 1/3) (県 1/3)	公的団体、厚生労働大臣の認める者 (地域医療支援病院の共同利用部門に限り、市町も実施主体となり得る)
11	地域災害拠点病院設備整備事業	地域災害拠点病院として必要な医療機器等、緊急車両、訓練用資器材の整備	地域災害拠点病院として必要な医療機器等、緊急車両、訓練用資器材の整備	1 か所当たり 医療機器等 緊急車両 19,224 千円 31,865 千円 (外部給電器を購入する場合は、2,200 千円)	2/3 (国 1/3) (県 1/3) 医療機器 以外は 1/3 (国 1/3)	県知事の要請を受けた災害拠点病院で、厚生労働大臣の認める者
12	NBC 災害・テロ対策設備整備事業	NBC 災害・テロ被害者の診断等に必要な設備の整備	NBC 災害・テロ被害者の診断等に必要な医療機器等の整備	1 か所当たり 33,762 千円	10/10 (国 1/2) (県 1/2)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者【救命救急センター、災害拠点病院】
13	災害拠点精神科病院等設備整備事業	災害拠点精神科病院及びDPAT先遣隊を有する病院においてDPAT先遣隊の活動に必要な設備等の整備	・広域災害・救急医療情報システム及び必要な設備等の整備 ・DPAT先遣隊の携行式の応急用医療資器材、応急医療品、衛星電話等	1 か所当たり 8,676 千円	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	県知事の要請を受けた災害拠点精神科病院及びDPAT先遣隊を有する病院で、厚生労働大臣の認める者
14	医療施設等非常用通信設備整備事業	災害時に傷病者の受入れの中心となる医療機関として、非常用通信設備の整備	衛星携帯電話や衛星データ通信等、非常用通信設備の整備	1 か所当たり 741 千円	国 1/3	公的団体、厚生労働省大臣の認める者【救命救急センター、周産期母子医療センター、へき地医療拠点病院、地域医療支援病院】
15	人工腎臓装置不足地域設備整備事業	人工腎臓装置不足地域への人工腎臓装置の整備	・人工腎臓不足地域単位に、単身用は患者 2 人に 1 台、多人数用は患者 8 人に 1 台を整備 ・更新のみ (新規又は増設がなく設置台数が増加しないもの) の整備については、対象外とする。	1 か所当たり 多人数用 単身用 14,080 千円 7,150 千円	1/3 (国 1/3)	公的団体、厚生労働大臣の認める者

事業名		事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
16	院内感染対策設備整備事業	院内感染に適切に対応するための自動手指消毒器の初度整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院群輪番制病院等の政策医療実施病院等</li> <li>・院内感染対策講習会に参加する等の積極的取り組み</li> </ul>	1 か所当たり 50 床未満 1,066 千円 100 床未満 1,386 千円 200 床未満 2,243 千円 300 床未満 3,416 千円 300 床以上 4,590 千円	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	公的団体、厚生労働大臣の認める者
17	内視鏡訓練施設設備整備事業	内視鏡訓練施設の設備整備	内視鏡手術の研修に必要な機器の整備	1 か所当たり 220,000 千円	10/10 (国 1/2) (県 1/2)	公的団体、厚生労働大臣の認める者

④【医療施設等 設備整備費補助金】

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
1 へき地患者輸送車(艇)整備事業	へき地の患者を最寄医療機関まで輸送するための患者輸送車及び患者輸送艇の整備	1 患者輸送車 整備しようとする場所を中心とする概ね半径4kmの区域内に医療機関がなく、区域内の人口が原則として50人以上であり、当該場所から最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して15分以上を要する地域であること 2 患者輸送艇 離島振興法第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」であって、1に定める要件に該当する地域であること	患者輸送車 ・マイクロバス 1台当たり 2,829千円 ・ワゴン車 1台当たり 1,474千円 患者輸送艇 1隻当たり 10,198千円	市町、公的団体 1/2 (国1/2)  へき地医療拠点病院等 10/10 (国1/2) (県1/2)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者  へき地医療拠点病院及び県知事の要請を受けた病院
2 へき地巡回診療車(船)整備事業	無医地区等に対する巡回診療に必要な車等の整備	無医地区等に対する巡回診療に必要な車等の整備	巡回診療車 1台当たり 1,426千円 巡回診療用雪上車 1台当たり 4,241千円 巡回診療船 1隻当たり 9,081千円 (中型の場合、24,982千円) 歯科巡回診療車 1台当たり 3,738千円	市町、公的団体 1/2 (国1/2)  へき地医療拠点病院等 10/10 (国1/2) (県1/2)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者  へき地医療拠点病院及び県知事の要請を受けた病院
3 へき地医療拠点病院設備整備事業	へき地医療拠点病院として必要な医療機器及び歯科医療機器等の整備	へき地医療拠点病院として必要な医療機器及び歯科医療機器を備えるものとする。	医療機器 1か所当たり 55,000千円 歯科医療機器等 1か所当たり 27,500千円  ※医療機器とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第2条第4項に定めるものをいう。	10/10 (国1/2) (県1/2)	県知事の指定を受けた者 【へき地医療拠点病院】
4 遠隔医療設備整備事業	遠隔医療実施に必要なコンピューター機器等の整備	・病理画像、X線画像等を遠隔地の医療機関へ伝送し、専門医の助言を得る為の整備 ・往診、通院が困難な患者等に対し、テレビ電話等の機器を貸与して遠隔地からの診療支援を行う為の整備	遠隔画像診断装置 ・支援側医療機関 遠隔病理診断 4,598千円 遠隔画像診断 16,390千円 ・依頼側医療機関 遠隔病理診断 14,198千円 遠隔画像診断 14,855千円 在宅患者用遠隔診療装置 8,250千円	1/2 (国1/2)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者
5 臨床研修病院支援システム設備整備事業	臨床病理検討会の適切な開催に必要な設備整備	臨床病理検討会の適切な開催に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び附属機器等の整備	1か所当たり 支援側医療機関 7,857千円 依頼側医療機関 7,857千円	1/2 (国1/2)	厚生労働大臣の認める者 【臨床研修指定病院】

事業名		事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
6	へき地・離島診療支援システム設備整備事業	へき地・離島における診療支援に必要な設備整備	<p><b>支援側</b></p> <p>へき地医療拠点病院、その他厚生労働大臣が認める者</p> <p><b>依頼側</b></p> <p>へき地診療所等</p>	<p>1か所当たり</p> <p>支援側医療機関 7,857千円</p> <p>依頼側医療機関 7,857千円</p>	1/2 (国 1/2)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者
7	離島等患者宿泊施設設備整備事業	離島等患者宿泊施設の初度設備に必要な設備整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風等により比較的容易に交通網が寸断されてしまうおそれがあること等</li> <li>・宿泊費用を徴収する場合は光熱水費等の実費程度とすること</li> <li>・設置場所が病院の敷地内(隣接地)であること</li> <li>・居室が個室であること</li> </ul>	1室当たり 233千円 (8室を限度)	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者
8	実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業	実践的手術手技向上研修実施機関として必要な医療機器等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手術手技向上のための研修で、都道府県における中核的な役割を果たしていること</li> <li>・日本外科学会・日本解剖学会が示している「臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン」を遵守した研修実施体制が確保されていること</li> </ul>	1か所当たり 71,191千円	1/2 (国 1/2)	市町等、厚生労働大臣の認める者

⑤【地域医療介護総合確保事業補助金】

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体	
1	院内助産所・助産師外来施設整備事業	産科を有する病院における院内助産所、助産師外来の施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>産科又は産婦人科の診療科を有すること</li> <li>新たに医療機関の施設内に院内助産所等を開設すること</li> </ul>	30 m <sup>2</sup> ×基準単価  基準単価 鉄筋コンクリート：159,900円 ブロック：139,700円 木造：159,900円	0.33	公的団体、厚生労働大臣の認める者
2	看護師勤務環境改善施設整備事業	看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりなど、勤務環境改善整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護業務見直し改善検討委員会を設置する等看護業務改善の積極的取り組み</li> <li>院内研修等独自の離職防止対策を実施</li> </ul>	基準面積（1看護単位につき50m <sup>2</sup> ）×基準単価  基準単価 鉄筋コンクリート：159,900円 ブロック：139,700円 木造：159,900円  加算 ナースコール更新付設 114,200円/m <sup>2</sup>	0.33	厚生労働大臣の認める者（公的団体を除く）
3	看護師宿舍施設整備事業	個室整備を伴う看護師宿舍の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護業務見直し改善検討委員会を設置する等看護業務改善の積極的取り組み</li> <li>院内研修等独自の離職防止対策を実施</li> </ul>	基準面積（看護師1人当たり33m <sup>2</sup> ）×基準単価  基準単価 鉄筋コンクリート：178,500円 ブロック：156,000円 木造：178,500円	0.33	厚生労働大臣の認める者（公的団体を除く）
4	病院内保育所施設整備事業	病院内保育所の新築・増改築及び改修（既存の病院内保育所の改修は除く）の施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>病院内保育施設であって、保育料1人当たり月額10千円以上徴収しており、かつ下記のことを満たすこと</li> <li>児童4人(10人)以上で保育時間8時間(10時間)以上及び保育士等職員2人(4人以上)を有すること等</li> </ul>	基準面積（収容定員(30人を限度)×5m <sup>2</sup> ）×基準単価  基準単価 鉄筋コンクリート：148,300円 ブロック：129,900円 木造：148,300円	0.33	公的団体、厚生労働大臣の認める者
5	院内助産所・助産師外来設備整備事業	産科を有する病院における院内助産所、助産師外来の設備整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>産科又は産婦人科の診療科を有すること</li> <li>新たに医療機関の施設内に院内助産所等を開設すること</li> </ul>	1か所当たり 3,811千円	2/3	公的団体、厚生労働大臣の認める者

※ 基準単価・基準面積は補助の上限であり、実際の整備単価・整備面積がこれらを下回る場合は、実際の単価・面積に基づいて算定を行います。

※ 補助条件等については、各事業で異なりますので詳しくは各担当課にお問い合わせ下さい。

※ 当該一覧表は、各補助事業の概略を示しており、詳細については省略されている部分があることをご承知おきください。